

人手不足の解消や生産性向上を目指す事業者必見！
「中堅・中小成長投資補助金」のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 対象者	2
■ 4. 補助要件	3
■ 5. 補助内容	5
■ 6. 申請～受給までのステップとポイント	5
■ 7. 最後に	7

人手不足の解消や生産性向上を目指す事業者必見！ 「中堅・中小成長投資補助金」のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらず **さまざまな分野で補助金を募集**しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は **補助金ごとに異なります**
3. 補助金を受給するには **審査で採択**される必要があります
4. 補助金は **事業実施後の交付**となります
5. 補助金は **返済不要**です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」（略称「中堅・中小成長投資補助金」）とは、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資に対して補助を行い、地方における持続的な賃上げを実現することを目的として、令和5年度補正予算で新設された制度です。

例えば、

- ◆工場や倉庫、販売拠点などを新設・増築して事業を拡大させる
- ◆最先端の機械や省力化できる設備を購入して生産性を上げる

などの取り組みに活用できる補助金です。

本補助金では、最大 50 億円の補助金が支給されますが、受給するためには 10 億円以上の投資を行うこと、賃上げを行うことといった要件が満たす必要があります。次章で対象者や要件等を詳しく紹介します。

■ 3. 対象者

常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社または個人が対象です。

会社・個人以外の法人であっても、政策目的に沿った補助事業で、その補助事業が収益事業に関する内容であれば、次の法人も対象となります。

- ①企業組合、②協業組合、③事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
④ 商工組合・連合会 ⑤ 水産加工業協同組合・連合会 ⑥ 技術研究組合 ⑦ 商店街振興組合・連合会 ⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ⑨ 酒造組合・連合会・中央会 ⑩ 酒販組合・連合会・中央会
⑪ 内航海運組合・連合会 ⑫ 法人税法別表第2に該当する者（一般財団法人、一般社団法人、共済組合、社会福祉法人、社会医療法人等） ⑬ 農事組合法人
⑭ 労働者共同組合 ⑮ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO 法人等）

[対象外となるケース]

みなし大企業や、農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく漁業を始めるなど、補助事業が1次産業（農業、林業、漁業）である事業は補助対象外です。

～「みなし大企業」とは～

次のいずれかに当てはまる場合、大企業とみなされ補助対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む。）の所有に属している法人
- (2) 発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む。）の所有に属している法人
- (3) 大企業（外国法人含む。）の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (4) 発行済株式の総数または出資金額の総額が(1)から(3)に該当する法人の所有に属している法人
- (5) 上記(1)から(3)に該当する法人の役員または職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている法人

◆共同申請（コンソーシアム形式）でも申請可

次の要件を満たせばコンソーシアム形式で申請できます。

- ・投資額5億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含む10者以下の共同体
- ・連携による一体的な大規模投資を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する連携計画を策定していること
- ・参加者が賃上げの要件を満たしていること

共同申請には大企業も参加可能となっており、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることができます。ただし、大企業は補助を受けられません。

■ 4. 補助要件

補助を受けるには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ・投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）
- ・補助事業終了後3年間の賃上げ率が、事業場所がある都道府県の直近5年間の最低賃金の上昇率以上

【賃上げ要件の詳細】

補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の補助事業に関わる従業員および役員の1人当たり給与支給総額と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、補助事業実施場所の[都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率](#)（基準率）以上であることが必要です。

実績賃上げ率の計算方法は、次のようになります。

$$\text{補助事業1人当たり給与支給総額の年平均上昇率} = \left\{ \left(\frac{\text{最終年度の1人当たり給与支給総額}}{\text{基準年度の1人当たり給与支給総額}} \right)^{\left(\frac{1}{3} \right)} \right\} - 1$$

(引用：「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」公募要領)

<都道府県別の最低賃金の5年間（2018年度～2023年度）の年平均上昇率>

都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	全国平均	3.0%

出所 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」（2018年度・2023年度）再編加工

申請時に基準率以上の目標を設定し、その目標を従業員等に表明して、達成していくことになります。もし目標を達成できなかった場合は、天災等が理由である場合を除き、未達成率に応じて補助金を返還しなければなりません。

■ 5. 補助内容

<補助額>

- ・補助率：3分の1以内
- ・補助上限額：50億円

<補助対象経費>

区分	対象となる経費
建物費（拠点新設・増築等） ※1	・建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費
機械装置費（器具・備品費含む） ※1	・機械装置、工具、器具の購入、制作、借用に要する経費 ・上記と一体で行う、改良・修繕、据付けまたは運搬に要する経費
ソフトウェア費 ※1	・専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費 ・上記と一体で行う、改良・修繕に要する経費
外注費	・加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費
専門家経費 ※2	・本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費

※1：単価 100 万円（税抜き）以上のものが対象

※2：1日5万円（税抜き）が上限

■ 6. 申請～受給までのステップとポイント



Gビズ ID プライムアカウントを取得し、電子申請システム「jGrants」にログインして必要書類をアップロードして申請します。

ここがポイント！

提出書類のファイル名は、公募要領に記載されている命名規則に従って修正する必要があります。



審査で補助金交付候補者として採択されたら、補助金の交付申請手続きを行います。

ここがポイント！

審査は、1次審査（書面審査）と2次審査（プレゼンテーション審査）があります。

**STEP③
事業の実施**

交付決定日から最長で令和8年12月末までに事業を実施し、定められた日までに実績報告を行ってください。

ここがポイント！

補助事業期間における補助事業者の事業実施状況の確認があります。

**STEP④
補助金の交付**

実績報告の内容に問題がなければ、補助額が確定します。補助金交付の手続きを行ってください。

ここがポイント！

補助事業期間終了後3年間、賃上げ、事業の状況報告を計4回、毎会計年度終了後60日以内に報告します。

補助金は原則精算払い（補助事業終了後の支払い）で、補助金額の確定後、30日以内に支払われます。ただし、補助事業終了前でも必要と認められた場合には概算払いもできます。概算払いについては、採択者に案内される「補助事業の手引き」で確認してください。

<審査のポイント>

次の5つのポイントを中心に審査が行われます。

経営力	経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながるが見込まれるか
先進性・成長性	補助事業により、労働生産性の抜本的な向上が図られ、当該事業における人手不足の状況が改善される取組か
地域への波及効果	補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、地域への波及効果が見込まれる取組か ※「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点あり
大規模投資・費用対効果	補助金額に対して、既存事業とのシナジー効果等により生み出される付加価値額や売上高・賃金の増加分が相対的に大きな取組か
実現可能性	政策目的に合致した取組であり、かつ、補助事業に必要な資金・体制等が十分に確保されているか ※「金融機関による確認書」を提出のうえ、確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席した場合に加点あり

公募申請において重要となる成長投資計画書は、35ページ以内で作成すること

になっています。成長投資計画書はパワーポイントでフォーマットが用意されており、審査のポイントを意識し、2次審査のプレゼンテーションも想定しながら作成することになるため、入念な準備が必要となるでしょう。

<公募スケジュール>

1次公募（令和6年4月30日17:00締切）終了後、2次公募が予定されています。最新のスケジュールについては、中堅・中小成長投資補助金 Web サイトでご確認ください。

■ 7. 最後に

本補助金は新設された補助金のため、過去の採択実績がなく、採択倍率も不明で、参考となる過去の事例がありません。また、補助金の申請において必須となる事業計画についても、例えばものづくり補助金では10ページ以内、事業再構築補助金では15ページ以内で作成という制約であるのに対し、本補助金の成長投資計画書は35ページ以内の制約となるため、入念な計画と準備期間が必要となります。

申請をお考えの方は、本補助金の全体像を理解し、なるべく早めに準備に取り組むようにしましょう。

<参考>

- ▼ 「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（中堅・中小成長投資補助金）」

<https://seichotoushi-hojo.jp/index.html#kv>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年4月24日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。